

自己資本の構成に関する開示事項（2017年9月末自己資本比率・確定値）

【連結】

（単位：百万円、％）

国際様式の 該当番号	項目	2017年9月末		2017年6月末	
			経過措置に よる不算入 額		経過措置に よる不算入 額
普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目					
1a+2-1c-26	普通株式に係る株主資本の額	793,477		792,075	
1a	うち、資本金及び資本剰余金の額	267,203		267,203	
2	うち、利益剰余金の額	591,342		577,099	
1c	うち、自己株式の額（ ）	59,150		52,227	
26	うち、社外流出予定額（ ）	5,917		-	
	うち、上記以外に該当するものの額	-		-	
1b	普通株式に係る新株予約権の額	428		462	
3	その他の包括利益累計額及びその他公表準備金の額	100,836	25,209	102,324	25,581
5	普通株式等 Tier1 資本に係る調整後非支配株主持分の額	-		-	
	経過措置により普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	-		-	
6	普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目の額（イ）	894,742		894,862	
普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目					
8+9	無形固定資産（モーゲージ・サービング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	6,254	1,563	6,189	1,547
8	うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額	-	-	-	-
9	うち、のれん及びモーゲージ・サービング・ライツに係るもの以外のものの額	6,254	1,563	6,189	1,547
10	繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	-	-	-	-
11	繰延ヘッジ損益の額	347	86	421	105
12	適格引当金不足額	28,379	7,094	30,415	7,603
13	証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	37	9	38	9
14	負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-	-	-
15	退職給付に係る資産の額	-	-	-	-
16	自己保有普通株式（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	35	8	30	7
17	意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額	-	-	-	-
18	少数出資金融機関等の普通株式の額	-	-	3,095	773
19+20+21	特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	-	-	-
19	うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額	-	-	-	-
20	うち、無形固定資産（モーゲージ・サービング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額	-	-	-	-
21	うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-	-	-

22	特定項目に係る十五パーセント基準超過額		-	-	-	-
23	うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関するものの額		-	-	-	-
24	うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に関するものの額		-	-	-	-
25	うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関するものの額		-	-	-	-
27	その他 Tier1 資本不足額		3,156		3,449	
28	普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目の額 (ロ)		37,514		42,798	
普通株式等 Tier1 資本						
29	普通株式等 Tier1 資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)		857,227		852,064	
その他 Tier1 資本に係る基礎項目						
30	31a	その他 Tier1 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	-		-	
	31b	その他 Tier1 資本調達手段に係る新株予約権の額	-		-	
	32	その他 Tier1 資本調達手段に係る負債の額	-		-	
		特別目的会社等の発行するその他 Tier1 資本調達手段の額	-		-	
34-35	その他 Tier1 資本に係る調整後非支配株主持分等の額		-		-	
33+35	適格旧 Tier1 資本調達手段の額のうちその他 Tier1 資本に係る基礎項目の額に含まれる額		-		-	
33	うち、銀行及び銀行の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額		-		-	
35	うち、銀行の連結子法人等(銀行の特別目的会社等を除く。)の発行する資本調達手段の額		-		-	
	経過措置によりその他 Tier1 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額		400		361	
	うち、その他の包括利益累計額に係る経過措置により算入されるものの額		400		361	
36	その他 Tier1 資本に係る基礎項目の額 (ニ)		400		361	
その他 Tier1 資本に係る調整項目						
37	自己保有その他 Tier1 資本調達手段の額		-	-	-	-
38	意図的に保有している他の金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額		-	-	-	-
39	少数出資金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額		-	-	-	-
40	その他金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額		-	-	-	-
	経過措置によりその他 Tier1 資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額		3,556		3,811	
	うち、適格引当金不足額		3,547		3,801	
	うち、証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額		9		9	
42	Tier2 資本不足額		-		-	
43	その他 Tier1 資本に係る調整項目の額 (ホ)		3,556		3,811	
その他 Tier1 資本						
44	その他 Tier1 資本の額((ニ)-(ホ)) (ヘ)		-		-	
Tier1 資本						
45	Tier1 資本の額((ハ)+(ヘ)) (ト)		857,227		852,064	

Tier2 資本に係る基礎項目					
46	Tier2 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	-		-	
	Tier2 資本調達手段に係る新株予約権の額	-		-	
	Tier2 資本調達手段に係る負債の額	50,000		50,000	
	特別目的会社等の発行する Tier2 資本調達手段の額	-		-	
48-49	Tier2 資本に係る調整後非支配株主持分等の額	-		-	
47+49	適格旧Tier2 資本調達手段の額のうちTier2 資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
47	うち、銀行及び銀行の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額	-		-	
49	うち、銀行の連結子法人等（銀行の特別目的会社等を除く。）の発行する資本調達手段の額	-		-	
50	一般貸倒引当金 Tier2 算入額及び適格引当金 Tier2 算入額の合計額	261		245	
50a	うち、一般貸倒引当金 Tier2 算入額	261		245	
50b	うち、適格引当金 Tier2 算入額	-		-	
	経過措置により Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	16,932		17,249	
	うち、その他の包括利益累計額に係る経過措置により算入されるものの額	16,932		17,249	
51	Tier2 資本に係る基礎項目の額 (チ)	67,193		67,495	
Tier2 資本に係る調整項目					
52	自己保有 Tier2 資本調達手段の額	-	-	-	-
53	意図的に保有している他の金融機関等の Tier2 資本調達手段の額	-	-	-	-
54	少数出資金融機関等の Tier2 資本調達手段の額	-	-	977	244
55	その他金融機関等の Tier2 資本調達手段の額	-	-	-	-
	経過措置により Tier2 資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額	3,547		3,803	
	うち、少数出資金融機関等の対象資本調達手段のうち旧告示における控除項目に該当する部分の額	-		1	
	うち、適格引当金不足額	3,547		3,801	
57	Tier2 資本に係る調整項目の額 (リ)	3,547		4,781	
Tier2 資本					
58	Tier2 資本の額((チ)-(リ)) (ヌ)	63,646		62,713	
総自己資本					
59	総自己資本の額((ト)+(ヌ)) (ル)	920,873		914,778	
リスク・アセット					
	経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額の合計額	2,278		3,763	
	うち、無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のもの。）に係る額	2,250		2,227	
	うち、自己保有普通株式（純資産の部に計上されるものを除く。）に係る額	28		24	
	うち、少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る額	-		1,512	
60	リスク・アセットの額の合計額 (ヲ)	6,892,040		6,724,711	

連結自己資本比率					
61	連結普通株式等 Tier1 比率 ((ハ) / (ヲ))	12.43		12.67	
62	連結 Tier1 比率 ((ト) / (ヲ))	12.43		12.67	
63	連結総自己資本比率 ((ル) / (ヲ))	13.36		13.60	
調整項目に係る参考事項					
72	少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額	86,200		87,512	
73	その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額	9,733		9,496	
74	無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものに限る。)に係る調整項目不算入額	-		-	
75	繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に係る調整項目不算入額	-		-	
Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項					
76	一般貸倒引当金の額	261		245	
77	一般貸倒引当金に係る Tier2 資本算入上限額	683		684	
78	内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	-		-	
79	適格引当金に係る Tier2 資本算入上限額	34,403		34,564	
資本調達手段に係る経過措置に関する事項					
82	適格旧 Tier1 資本調達手段に係る算入上限額	-		-	
83	適格旧 Tier1 資本調達手段の額から適格旧 Tier1 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	-		-	
84	適格旧 Tier2 資本調達手段に係る算入上限額	15,000		15,000	
85	適格旧 Tier2 資本調達手段の額から適格旧 Tier2 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	-		-	

(注) 1. 上記は、平成 26 年金融庁告示第 7 号に基づく開示事項です。

2. 「国際様式の該当番号」とは、バーゼル銀行監督委員会より 2012 年 6 月に公表された「バーゼル に基づく銀行の新たな自己資本の開示事項を定める国際合意文書(資本構成の開示要件)」における開示様式に記載された項目番号です。

【単体】

(単位:百万円、%)

国際様式の 該当番号	項目	2017年9月末		2017年6月末	
			経過措置に よる不算入 額		経過措置に よる不算入 額
普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目					
1a+2-1c-26	普通株式に係る株主資本の額	741,924		741,802	
1a	うち、資本金及び資本剰余金の額	267,203		267,203	
2	うち、利益剰余金の額	539,788		526,826	
1c	うち、自己株式の額()	59,150		52,227	
26	うち、社外流出予定額()	5,917		-	
	うち、上記以外に該当するものの額	-		-	
1b	普通株式に係る新株予約権の額	428		462	
3	評価・換算差額等及びその他公表準備金の額	94,971	23,742	96,916	24,229
	経過措置により普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	-		-	
6	普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目の額 (イ)	837,324		839,181	
普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目					
8+9	無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	6,159	1,539	6,094	1,523
8	うち、のれんに係るものの額	-	-	-	-
9	うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額	6,159	1,539	6,094	1,523
10	繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-	-	-	-
11	繰延ヘッジ損益の額	347	86	421	105
12	適格引当金不足額	38,687	9,671	40,558	10,139
13	証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	37	9	38	9
14	負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-	-	-
15	前払年金費用の額	343	85	380	95
16	自己保有普通株式(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	35	8	30	7
17	意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額	-	-	-	-
18	少数出資金融機関等の普通株式の額	-	-	1,897	474
19+20+21	特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	-	-	-
19	うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額	-	-	-	-
20	うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	-	-
21	うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	-	-
22	特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	-	-	-
23	うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額	-	-	-	-
24	うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	-	-
25	うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	-	-

27	その他 Tier1 資本不足額	4,444		4,717		
28	普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目の額 (ロ)	49,360		53,296		
普通株式等 Tier1 資本						
29	普通株式等 Tier1 資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	787,963		785,884		
その他 Tier1 資本に係る基礎項目						
30	31a	その他 Tier1 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	-	-		
	31b	その他 Tier1 資本調達手段に係る新株予約権の額	-	-		
	32	その他 Tier1 資本調達手段に係る負債の額	-	-		
		特別目的会社等の発行するその他 Tier1 資本調達手段の額	-	-		
33+35	適格旧 Tier1 資本調達手段の額のうちその他 Tier1 資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-			
	経過措置によりその他 Tier1 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	400		361		
	うち、評価・換算差額等に係る経過措置により算入されるものの額	400		361		
36	その他 Tier1 資本に係る基礎項目の額 (ニ)	400		361		
その他 Tier1 資本に係る調整項目						
37	自己保有その他 Tier1 資本調達手段の額	-	-	-	-	
38	意図的に保有している他の金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額	-	-	-	-	
39	少数出資金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額	-	-	-	-	
40	その他金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額	-	-	-	-	
	経過措置によりその他 Tier1 資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額	4,845		5,079		
	うち、適格引当金不足額	4,835		5,069		
	うち、証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	9		9		
42	Tier2 資本不足額	-		-		
43	その他 Tier1 資本に係る調整項目の額 (ホ)	4,845		5,079		
その他 Tier1 資本						
44	その他 Tier1 資本の額((ニ)-(ホ)) (ヘ)	-		-		
Tier1 資本						
45	Tier1 資本の額((ハ)+(ヘ)) (ト)	787,963		785,884		
Tier2 資本に係る基礎項目						
46		Tier2 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	-	-		
		Tier2 資本調達手段に係る新株予約権の額	-	-		
		Tier2 資本調達手段に係る負債の額	50,000		50,000	
		特別目的会社等の発行する Tier2 資本調達手段の額	-		-	
47+49	適格旧 Tier2 資本調達手段の額のうち Tier2 資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-		
50	一般貸倒引当金 Tier2 算入額及び適格引当金 Tier2 算入額の合計額	7		6		
50a	うち、一般貸倒引当金 Tier2 算入額	7		6		
50b	うち、適格引当金 Tier2 算入額	-		-		
	経過措置により Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	15,694		16,061		
	うち、評価・換算差額等に係る経過措置により算入されるものの額	15,694		16,061		
51	Tier2 資本に係る基礎項目の額 (チ)	65,702		66,068		

Tier2 資本に係る調整項目					
52	自己保有 Tier2 資本調達手段の額	-	-	-	-
53	意図的に保有している他の金融機関等の Tier2 資本調達手段の額	-	-	-	-
54	少数出資金融機関等の Tier2 資本調達手段の額	-	-	685	171
55	その他金融機関等の Tier2 資本調達手段の額	-	-	-	-
	経過措置により Tier2 資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額	4,835		5,071	
	うち、少数出資金融機関等の対象資本調達手段のうち旧告示における控除項目に該当する部分の額	-		1	
	うち、適格引当金不足額	4,835		5,069	
57	Tier2 資本に係る調整項目の額 (リ)	4,835		5,756	
Tier2 資本					
58	Tier2 資本の額((チ)-(リ)) (ヌ)	60,866		60,311	
総自己資本					
59	総自己資本の額((ト)+(ヌ)) (ル)	848,829		846,196	
リスク・アセット					
	経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額の合計額	2,361		3,190	
	うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のもの。)に係る額	2,215		2,192	
	うち、前払年金費用に係る額	117		131	
	うち、自己保有普通株式(純資産の部に計上されるものを除く。)に係る額	28		24	
	うち、少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る額	-		842	
60	リスク・アセットの額の合計額 (ヲ)	6,629,489		6,490,114	
自己資本比率					
61	普通株式等 Tier1 比率((ハ)/(ヲ))	11.88		12.10	
62	Tier1 比率((ト)/(ヲ))	11.88		12.10	
63	総自己資本比率((ル)/(ヲ))	12.80		13.03	
調整項目に係る参考事項					
72	少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額	77,508		80,505	
73	その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額	3,798		3,626	
74	無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に係る調整項目不算入額	-		-	
75	繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に係る調整項目不算入額	-		-	
Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項					
76	一般貸倒引当金の額	7		6	
77	一般貸倒引当金に係る Tier2 資本算入上限額	246		258	
78	内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	-		-	
79	適格引当金に係る Tier2 資本算入上限額	34,174		34,248	

資本調達手段に係る経過措置に関する事項					
82	適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額	-		-	
83	適格旧Tier1資本調達手段の額から適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	-		-	
84	適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額	15,000		15,000	
85	適格旧Tier2資本調達手段の額から適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	-		-	

(注) 1. 上記は、平成26年金融庁告示第7号に基づく開示事項です。

2. 「国際様式の該当番号」とは、バーゼル銀行監督委員会より2012年6月に公表された「バーゼル に基づく銀行の新たな自己資本の開示事項を定める国際合意文書(資本構成の開示要件)」における開示様式に記載された項目番号です。